

# 上田市使用料等算定に係る受益者 負担のあり方に関する基本方針 (案)

---



上田市  
令和 年 月 日

# 目 次

1 趣旨	1
2 基本的な考え方	2
(1) 負担の公平性	2
(2) 算定方法の明確化	2
(3) 受益者負担割合の設定	2
(4) 効果的・効率的な施設運営	2
(5) 定期的な見直し	3
3 対象とする受益者負担金	3
4 料金の算定について	3
(1) 基本的な算定方法	3
(2) 料金の算定	4
ア 管理コストに含める経費	4
イ 管理コストに含めない経費	5
ウ 料金の算定方法	6
5 受益者負担割合について	7
(1) 料金の受益者負担割合	7
ア 施設の性質的分類	7
イ 受益者の負担割合	7
ウ 施設の性質的負担割合	8
6 その他	9
(1) 改訂の幅（上限・加減の設定）	9
(2) 市民以外の料金の設定	9
(3) 営利目的利用の設定	9
(4) 利用時間区分の設定	9
(5) 空調・照明・附属器具等の料金の設定	9
(6) 消費税の取扱い	9
(7) 料金の単位	9
(8) 市民への周知について	10
(9) 類似施設との均衡	10
7 減額・免除について	10
(1) 現状・課題	10
(2) 基本的な考え方	10
(3) 減免の承認と割合	11
(4) 基準	11
(5) その他	13
ア 減免の申請	13
イ 空調・照明等の料金	13
ウ 適正な運用	13
エ 指定管理者制度導入施設での取扱い	13
使用料等減免のフロー	14
使用料等の減免（市長が特に必要と認めるもの）適用チェックシート	15

## 1 趣旨

市は、多様な市民ニーズに対応するため、様々な公の施設を設置・運営しています。施設の維持やサービスの提供には、人やお金、様々なノウハウや手間など多様なコストが発生し、費用の一部を使用料・利用料金として利用者の皆さんに御負担いただいておりますが、その多くは税金で賄われています。

これまで、法令等で定められているものを除く公の施設の使用料・利用料金については、市内又は他自治体の類似施設の料金を参考に設定しておりますが、平成18年3月6日の市町村合併による「新上田市」の発足以降、全市的な使用料・利用料金の見直しを行っておりません。

これは、市の統一された使用料・利用料金算定の基本的な考え方、方法、改定の時期などが定められていないことが原因であり、利用者である市民の皆さんにとっては、その使用料・利用料金や税金の投入額の妥当性、有効性などを判断することができない状況にあります。また、施設によっては、利用者が固定化しているなど、施設を利用する方としない方との負担の公平性を確保することが必要です。

この『上田市使用料等算定に係る受益者負担のあり方に関する基本方針』(以下「基本方針」という。)は、「新上田市」における統一的な使用料・利用料金算定の基本的な考え方などを定めるとともに、受益者負担の原則に基づいた算定方法の明確化や定期的な料金の見直しにより、サービス内容の透明性を高めつつ、社会経済状況の変化に的確に対応し、常に市民の理解が得られる適正な使用料・利用料金設定とするために全庁的に取り組むことを目的として策定したものです。

## 2 基本的な考え方

### (1) 負担の公平性

公の施設<sup>※1</sup>（以下「施設」という。）の維持管理には、維持管理経費や人件費などの経費がかかります。

これらの経費は、施設を利用する方が負担する使用料<sup>※2</sup>又は利用料金<sup>※3</sup>（以下「料金」という。）と、市民の皆様の税金で賄っています。

そのため、受益者が応分の対価を負担することで、受益者と受益者以外の方との負担の公平性を確保する必要があります。（受益者負担の原則）

### (2) 算定方法の明確化

施設の利用者に適正な負担を求めるためには、料金の算定方法を明確にし、市民の皆さんにわかりやすく示すことが必要です。

料金の算定は、人件費や物件費、維持補修費などそれぞれの施設に係る経費を基礎とし、各施設で不平等が生じないよう、共通の方法を設定します。

### (3) 受益者負担割合の設定

行政サービスは、その目的や性質が多様であるため、一律同様の割合で受益者に負担を求めることで逆に公平性・公正性を損なう可能性があります。そのため、施設の目的や性質に応じて受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定します。

### (4) 効果的・効率的な施設運営

施設の維持管理に係る経費は、料金を算定する基礎となることから、業務の見直しなど経費節減を進めることで料金の低減につながります。

また、利用者数の増加や利用率の向上は、施設の有効活用はもとより、料金収入が増加し、結果としては税金の投入を縮減することにつながります。

今後は、PPP<sup>※4</sup>の取組みや経費節減、利用者・利用率の増加策などを積極的に検討・導入し、効果的で効率的な施設の運営に努めます。

---

※1 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「地自法」という。）第 244 条）

※2 地自法第 225 条に基づく許可を受けて行政財産の使用又は公の施設の利用につき徴収することができるもの

※3 地自法第 244 条の 2 第 8 項に基づき、指定管理者の収入として収受させている公の施設の利用に係る料金

※4 「Public Private Partnership」の略で、「公私連携」と訳される。行政と民間が連携して公共サービスの提供を行う枠組みのこと。民間事業者の資金やノウハウを活用して公共サービスの充実を図っていく手法

### (5) 定期的な見直し

適正な受益者負担を維持しながら、施設運営の改善を目指すため、原則、5年ごとに料金の見直しを行います。また、基本方針についても、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

なお、指定管理者制度の導入施設については、指定管理者の経営努力による業務合理化等を阻害する可能性があるため、原則として、指定期間中における料金の改正は行わないこととし、次期の指定管理者を募集するタイミングに合わせて行うものとします。

ただし、社会状況に大きな変化がある場合や、施設の運営方法を変更する場合などはこの限りではありません。

## 3 対象とする受益者負担金

基本方針の対象となる受益者負担金は、原則すべての料金とし、基本方針に基づき見直すこととしますが、保育料や市営住宅家賃など、国等から算定基準や単価が示されているものは、法令等に準じて見直しを行うこととします。

また、施設の設置目的などを考慮する必要があるものなど、基本方針を適用し難いものや、駐車場・駐輪場など民業圧迫の恐れがあるものなどについては、基本方針を適用しない合理的な理由がある場合に限り、個別の事情などを考慮し検討することができるものとしますが、基本方針の趣旨は十分に踏まえるものとします。

## 4 料金の算定について

施設の受益者に応分の負担を求めるためには、料金の積算根拠を明らかにする必要があります。

また、施設運営には、施設の維持管理・運営や事務処理に関する人件費や物件費（消耗品・燃料光熱水費・委託料等）、施設等の取得に関する経費（用地取得費・建設費等）など様々な経費があることから、基本的な算定ルールを定めることとします。

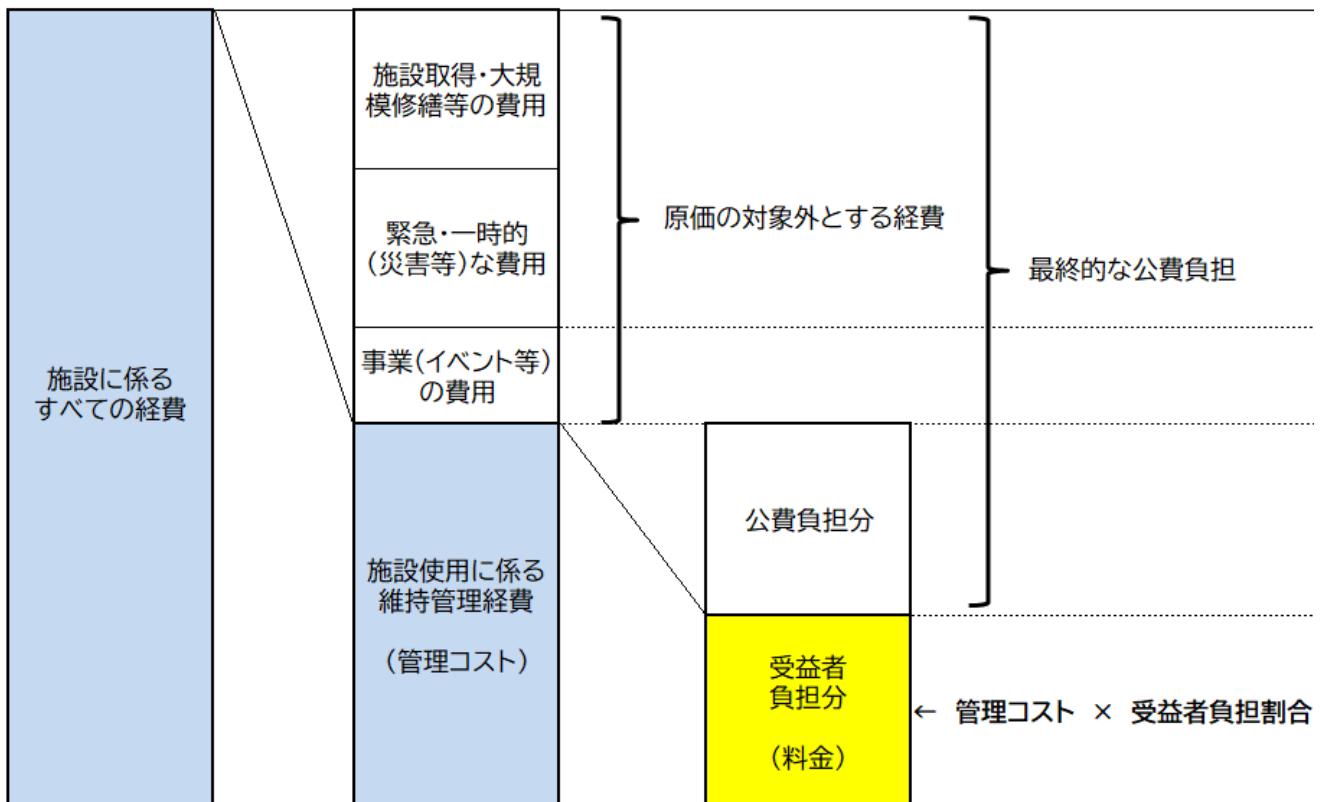
### (1) 基本的な算定方法

施設に係る経費から統一的な方式で算定した金額を受益者が負担すべき「**管理コスト**」と定め、提供するサービスの性質に分類した負担率である「**受益者負担割合**」を管理コストに乘じることで得た金額を料金の目安とします。

#### 基本算定式

$$\text{料金の目安} = \text{管理コスト} \times \text{受益者負担割合}$$

## 料金 算定のイメージ



### (2) 料金の算定

#### ア 管理コストに含める経費

- (ア) サービスの提供に係る費用や施設の維持管理に係る費用として「人件費」、「物件費」、「維持補修費」及び「指定管理業務に係る経費」を適用します。
- (イ) 直近 5 年間の決算額の平均を利用します。

項目	内容
人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費 = 人件費単価 × 職員数 人件費単価は職員・任期付職員・再任用職員・会計年度任用職員それぞれの平均給与額を用います。</li> <li>・対象は、行政サービスの提供に直接従事する職員に要する経費（直接人件費）とします。</li> <li>・期末、勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職手当等は含みますが、退職手当は除きます。</li> </ul>

物件費	報償費	・施設の管理運営に関する委員会等の委員謝礼 指導員謝礼等
	需用費	・消耗品費、印刷製本費、光熱水費等
	役務費	・電話料、点検手数料等、火災保険料、建物保険料等
	委託料	・施設の運営や維持管理に係る業務の委託料
	使用料及び賃借料	・建物借上料、機器借上料、テレビ受信料等
	備品購入費	・事務用機器、器具等備品の購入費
	負担金	・事業、運営負担金等
	その他	・当該施設の管理運営に要する経費
	維持補修費	・施設や設備の修繕料、工事請負費等
指定管理業務に係る経費		・指定管理者が行う業務のうち、自主事業を除く業務に係る経費

#### イ 管理コストに含めない経費

以下の経費については、管理コストに含めないものとします。

管理コストに算定しない経費	理由
施設の取得（用地取得費、建物建設費、償還利子等）、大規模修繕等※ <sup>5</sup> に係る経費	市の施策として行政目的をもって建設されたものであり、誰もが利用することができる「市民全体の財産」であるため
一時的、臨時に係る経費	自然災害、火災、事故等の特殊事情による一時的、臨時的な経費は、本来のサービス提供に要する経費とは異なるため
事業（イベント等）に係る経費	事業に係る経費は、原則として、別途、受益者の負担とすべきものであるため

※<sup>5</sup> 建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の一種以上について行う過半の修繕、模様替えをいう。  
(建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 14 号及び第 15 号)

具体的には、6 本の柱のうち 4 本を修繕すれば大規模修繕、瓦葺の屋根を全面金属板葺きに変更する行為は、大規模模様替となる。

## ウ 料金の算定方法

### (ア) 「1室(区画)あたりのコスト」から料金を算定（会議室・ホール等）

会議室、ホール等の使用では、一定の区画を貸し出すことから、面積・時間単位で設定することが適当な施設として、管理コスト（人件費+物件費+維持補修費+指定管理業務に係る経費）を貸出総面積及び年間開館時間で除して算出します。

$$\text{① } 1\text{m}^2\text{当たりの時間コスト} = \text{管理コスト} \div \text{貸出総面積} \div \text{年間開館時間}$$

$$\text{② } 1\text{室(区画)当たりのコスト} = \text{①} \times \text{貸出面積(室面積)} \times \text{貸出設定時間}$$

$$\text{③ } 1\text{室(区画)当たりの料金} = \text{②} \times \text{受益者負担割合}$$

### (イ) 「1人当たりのコスト」から料金を算定（博物館・プール等）

博物館、プールなど不特定多数の個人が同時に利用することとなる施設では、次の方法で、1人当たりの料金を算出します。

- ① 管理コスト（人件費+物件費+維持補修費+指定管理業務に係る経費）に受益者負担割合を乗じた額を年間利用者数で除して基準単価を算出します。ここで求めた基準単価は、利用者に支払っていただく理論上の負担額です。
- ② 現在の利用者一人当たりが負担している金額を算出します。
- ③ 基準単価（理論上の負担額）と実際に現在の利用者が負担している金額との倍率（格差）を求め、この倍率を現行の料金に乘じることによって、1人当たりの料金を求めます。

$$\text{① } \text{基準単価} = \text{管理コスト} \times \text{受益者負担割合} \div \text{年間利用者数}$$

$$\text{② } \text{現在の利用者一人当たりの負担額} = \text{現在の収入総額} \div \text{年間利用者数}$$

$$\text{③ } \text{倍率} = \text{基準単価} \div \text{②}$$

$$\text{④ } 1\text{人当たりの料金} = \text{現在の料金} \times \text{③}$$

※ 「年間開館時間」は、通常どおりに開館した場合の時間とします。

※ 「年間利用者数」は、減額・免除の対象となった利用者数を含めた過去5年間の総利用者数の平均から求めます。

※ 「貸出総面積」は、利用者が占有する面積であり、他の利用者や市民で共有する玄関ホールやトイレ等の面積は含めません。

#### (ウ) 同種・類似のサービスを提供する施設について

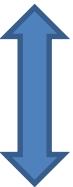
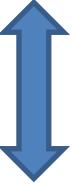
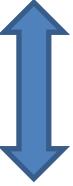
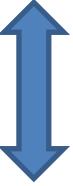
同種・類似のサービスを提供する施設について、料金の均衡を図る必要がある場合は、施設をグループ化し算出することができます。

### 5 受益者負担割合について

#### (1) 料金の受益者負担割合

##### ア 施設の性質的分類

公の施設は、その設置目的や性質が多様であるため、料金の算定にあたっては、施設の性質により区分し、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定する必要があります。そこで、施設の性質を次の二つの基準で分類し、それぞれの負担割合を設定します。

分類区分			説明
【公共性】	高い 	公共的サービス	収益性が低く、民間では提供され難く、行政が主に提供するサービス
	低い 	市場的サービス	収益性がある程度あり、民間において、同種・同業のサービスが提供されている（提供が可能な）サービス
【必要性】	高い 	必要的サービス	日常生活や年齢の各段階において、ほとんどの人に必要とされるサービス
	低い 	選択的サービス	生活や余暇をより便利で快適にするためのもので、個人により必要性は異なるサービス

##### イ 受益者の負担割合

###### (ア) 公共性による分類

民間によるサービス提供が困難な施設は、行政が関与する必要性が高いと考えられることから、受益者の負担割合を低く設定する必要があります。一方で、民間でもサービス提供が可能な施設は、料金を低く抑えることにより、民間事業者の参入機会を損なうおそれがあるため、受益者の負担を高く設定します。

(イ) 必要性による分類

市民の大半が必要とする施設は、公費（市）の負担割合を高く設定します。一方で、人によって必要性が異なり、個人の価値観や嗜好の違いに応じて必要性が異なる施設は、受益者の負担割合を高く設定します。

ウ 施設の性質的負担割合

		必要性	
		高い(必要的)	低い(選択的)
公共性	高い(公共的)	【A】 市費負担 100% 受益者負担 0%  子育て支援センター 高齢者福祉センター 等	【B】 市費負担 50% 受益者負担 50%  公民館 文化会館 スポーツ施設 等
	低い(市場的)	【C】 市費負担 50% 受益者負担 50%  コミュニティー施設 会議室（貸室） 等	【D】 市費負担 0% 受益者負担 100%  温泉施設 霊園 遊戯施設 等

※ この分類を基本として受益者負担率を設定しますが、施設の設置目的や機能、事業内容、利用対象者、類似施設との比較などにより、適正な受益者負担率を設定することとします。

## 6 その他

### (1) 改定の幅（上限・下限の設定）

改定する料金は、急激な価格の変動を防止するため、改定前の1.3倍の範囲内に収まるよう設定します。

### (2) 市民以外の料金の設定

公の施設は、市民の財産であり、管理運営には市民の方の税金も充てられています。このことから、市民以外の利用によって市民の方の利用に支障が生じる場合、市民以外の利用が特に多い場合は、料金に差を設けることができるものとします。

### (3) 営利目的利用の設定

営利目的利用の設定については、民間の動向を踏まえながら設定できるものとします。また、(2)で定める市民以外の料金に加算できるものとします。

### (4) 利用時間区分の設定

曜日や時間帯によって施設の維持管理等に要する経費に大きな違いは無いため、原則同一料金とし、1時間当たりの単価を基準に料金を設定することとします。

ただし、特定の曜日や時間帯に利用の偏りがある場合は、利用の実態等を勘案し、料金に差を設けることができることとします。

### (5) 空調・照明・附属器具等の料金の設定

空調・照明・附属器具等の料金については、利用者に分かりやすく、利用しやすいものとするよう、利用状況を踏まえたうえで料金に一本化するための見直しを行うこととします。

附属器具については、統一的な基準の策定は困難であるため、個別に料金を設定できることとします。併せて、器具の老朽度や使用状況等を考慮し、設定の見直しについても隨時行うこととします。

### (6) 消費税の取扱い

消費税率の変動により、管理コストに影響が生じる場合は、これを適正に反映することとします。

### (7) 料金の単位

市民利用の利便性及び窓口での料金取扱事務を勘案し、算出した料金は原則として50円単位で調整することとします。

#### (8) 市民への周知について

料金改定に当たっては、経費や受益者負担割合などの考え方について広く周知するとともに、十分な周知期間を設定することとします。

#### (9) 類似施設との均衡

施設の利用率低下や民業圧迫を招く恐れがあるもの、その他妥当性を欠くものについては、民間や周辺自治体の類似施設の料金等、諸事情を勘案し、この考え方によらず、個別に料金設定ができることとします。

## 7 減額・免除について

#### (1) 現状・課題

公の施設の料金は、施設の利用者にその対価として負担していただくものであり、受益者負担の原則に基づき、すべての受益者が等しく負担し、公平性を担保する必要があります。

一方で、経済的・社会的弱者の支援や団体活動の促進等のために料金の全部又は一部を政策的な特例措置として減額又は免除（以下「減免」という。）を実施しており、施設利用の促進、利便性の向上や設置目的の達成にもつながりました。

しかしながら、これまで市として統一的な基準が定められていなかったことから、減免の適用理由の拡大解釈や画一的に適用され、受益者が固定・拡大化されることで、行政サービスを利用しない方への負担増加にもつながり、利用者間の公平性を損なっている状況になっています。

#### (2) 基本的な考え方

公の施設は、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」であり、市民が利用しやすいような料金を設定しているため、本来、料金は施設使用の対価であることから、原則「減免しない」ことを基本とします。

また、料金の減免はあくまでも政策的な特例措置であり、その適用にあたっては、減免による受益者層の固定化や本来の負担に対する公平性・公正性が損なわれないよう、施設の設置目的やサービスの性質等を考慮したうえで、受益者負担の原則から真にやむを得ないものに限定しなければなりません。

### (3) 減免の承認と割合

減免の承認に当たっては、「市の主催や共催」の場合の公益性と比較し、それらと均衡のとれたものとして、施設の利用に公益性があるか、当該団体の負担能力から支援が必要であるかなどを判断して行うこととします。

よって、利用する団体等の名称を理由に減免をするのではなく、利用目的に着目して減免の可否を決定する必要があり、公益性の低い利用（利用者個人の教養・趣味・体育など）については、原則として対象としないものとします。

また、行政と利用者にとってわかりやすい制度である必要があることから、減免率を 100% 減免と 50% 減免の 2 種類とします。

### (4) 基準

減免を適用する場合には、原則として以下の表を基準とし、利用者の活動内容等に基づき適用することとします。

区分	利用団体・利用内容	減免の内容	備考
1	市（市教育委員会・市が設置する附属機関等含む）及び市議会が主催・共催、委託する事業	100%免除	後援・協賛は減免の対象外
2	公共団体（県・広域連合等）が主催・共催、委託する事業	100%免除	・後援・協賛は減免の対象外 ・国が市の施設等を利用するときは、地方財政法第 24 条の規定により、原則料金を徴収することとなっている
3	当該施設の管理運営団体（指定管理者等）が施設の管理運営目的で利用する場合	100%免除	
4	市内の保育所、幼稚園、認定こども園等、小中学校、特別支援学校及び学校加盟団体（体育・文化連盟）の活動（公立・私立を問わない）	100%免除	幼児・児童・生徒等を対象に教育・保育活動（授業、行事、部活動の一環）として使用を行うための利用に限る
4	上記以外の学校で、学校教育法に規定する学校及びこれに準ずる学校、学校加盟団体（体育・文化連盟）の活動（公立・私立を問わない）	50%減額	
5	市内に所在する公共的団体等※1 が公益的な活動※2 をする場合	100%免除	
5	上記以外の活動	50%減額	
6	その他市長が必要と認める場合※3	減額 又は免除	

上記の共通の基準に加えて、各施設の設置目的や事情により減免の対象を定める場合は、「基本的な考え方」の趣旨を十分考慮し、条例や規則において減免すべき事項を具体的に規定することとします。

(例)

- ・ 障がいのある方が個人・団体で利用する場合（付き添い・介助者を含む）
- ・ 未就学児、小・中学生が利用する場合 など

### ※1 「公共的団体等」

「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でもよく、また法人でなくてもよいとされている。（行政実例 S24.1.13 自発第37号自治課長回答、S34.12.16 自丁行発第175号行政課長回答）

- ・ 設置について市町村の意思が関与（補助）しているもの
  - 例：自治会など
- ・ 市町村の区域を以て設置する旨の法的根拠があるもの
  - 例：社会福祉協議会、商工会など
- ・ 市町村の事業に大きく関与しているもの
  - 例：観光協会、体育協会、文化団体など

### ※2 「公益的な活動」

個人の利益（私益）や特定のグループだけの利益（共益）ではなく、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするもの（上田市自治基本条例逐条解説）で、政治や宗教、公序良俗に反する活動を除きます。

ただし、「公益的な活動」は、将来のまちづくりの重要な役割であることから限定的に捉えるべきではなく、多様な市民の活動を公益的な活動としてより幅広く捉えるものとします。

### ※3 「市長が特に必要と認める場合」

「市長が特に必要と認めるもの」として減免することは、例外規定として定められている条例、規則の事項のほかに、さらに例外的に減免する必要があるものの規定であることから、減免の判断には公平・公正な観点で判断する必要があり、運用の際は以下の条件により、文書で承認を得ることとします。

- ・ 当該年度中のみ有効であること
- ・ 減免理由及び金額を明確にすること

なお、当該減免の適用は原則1回とし、恒常的に適用されている場合は、規則等を改正することとします。

## (5) その他

### ア 減免の申請

減免措置は、原則として施設利用者からの申請により、その都度申請に基づき決定されるべきです。

また、利用者が減免措置の適用を申請する場合は、減免の基準を満たしているかどうか、別紙の「判定フロー」や「確認方法」により確認することとし、利用者がこれに従わず、減免の基準を満たしているか確認できない場合は料金を減免しないこととします。

### イ 空調・照明等の料金

空調・照明等の料金は、利用者が実費相当分を負担すべきことから、原則、料金を減免しないこととします。

### ウ 適正な運用

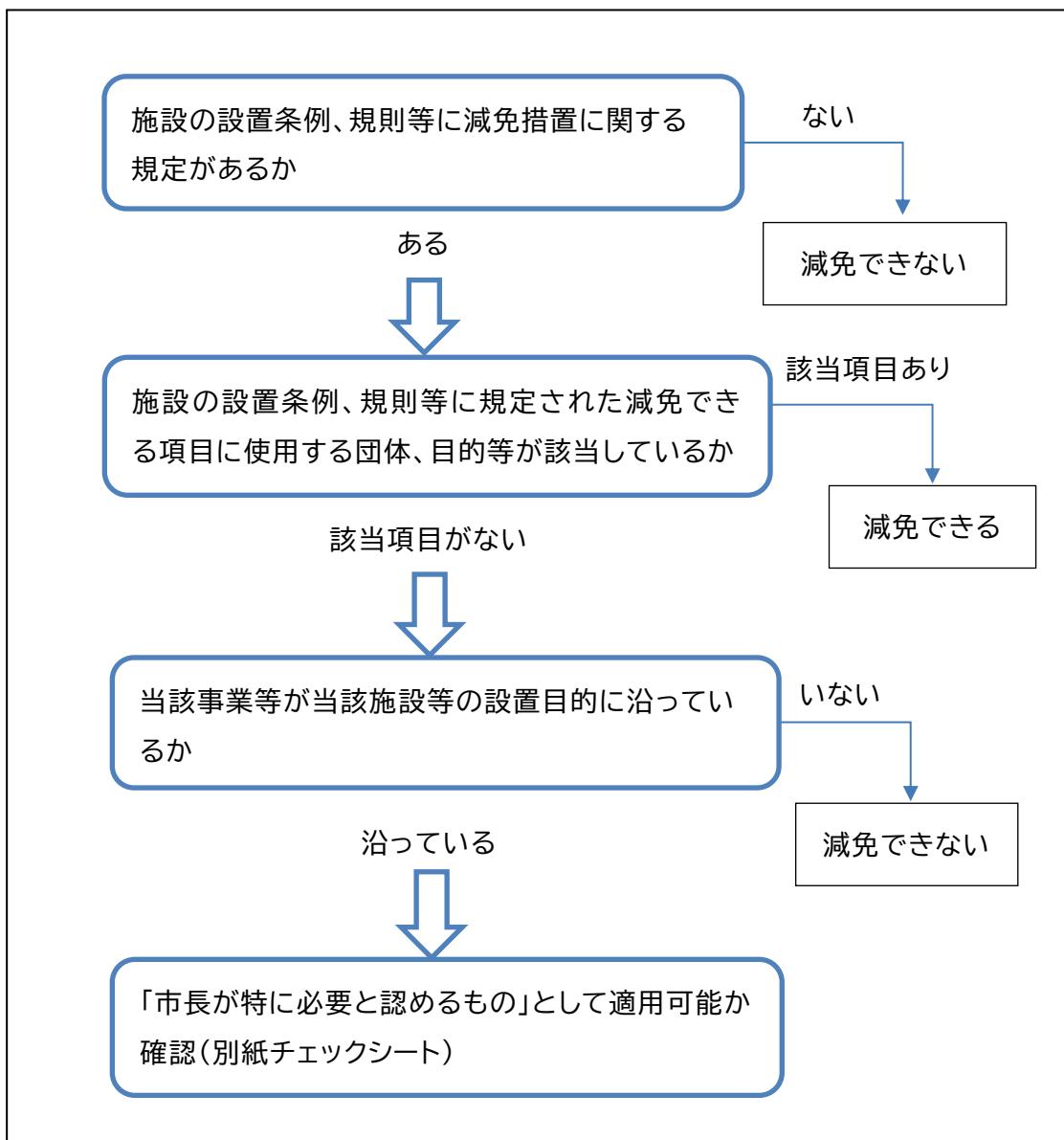
減免制度により公平性・公正性が損なわぬよう、減免対象者であることを客観的に証明できる身分証明書や資格の有無等の確認を徹底するなど、制度を適正に運用しなければなりません。

### エ 指定管理者制度導入施設での取扱い

減免措置は、政策的な特例措置として実施するものであるため、市の直営施設と同様の取扱いとします。

ただし、事前に市の許可を得た場合は、指定管理者が独自の裁量で減免を行うことができるのこととします。

## 使用料等減免の判定フロー



## 使用料等の減免(市長が特に必要と認めるもの)適用チェックシート

減免申請者

使用施設

チェック項目を確認した結果を✓で記入

No.	チェック項目	確認結果	
		該当する	該当しない
1	減免申請に必要な書類(事業計画書やパンフレット等)は提出されている		
2	当該事業・催しの目的・内容は公益性がある		
3	当該事業・催しの主催者は、公益に資する団体である		
4	当該事業・催しについて、主催者が使用料等の減免を受ける(財政的支援などの)必要性がある		
5	特定の政党の利害に関する政治活動や特定の候補者を支持する団体(これを反対する団体を含む)ではない		
6	特定の宗教を支持し、支援する宗教活動を行う団体(これを反対する団体を含む)ではない		
7	営利を目的とした事業を行う団体ではない		

減免の判断基準	減免の可否
上記確認結果を総合的に考慮して公益性の観点から減免する「必要がある」「ふさわしい」と認められる場合のみ減免が可能	

- 1~7のチェック項目の確認結果に基づき減免の可否を判断
- 減免の可否の欄に減免できる場合は可、減免できない場合は否と記入